

児童養護施設 施設長 様
ファミリーホーム 事業者 様
自立援助ホーム 事業者 様
埼玉県里親会 理事長（各里親）様

埼玉県福祉部こども安全課長

令和6年度県内指定自動車教習所の普通自動車運転免許取得費用の支援について

本県の児童福祉の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、県と一般社団法人埼玉県指定自動車教習所協会との「児童養護施設入所児童等の自動車運転免許取得費用の支援に関する協定書」に基づき、運転免許取得費用の支援を下記のとおり実施いたしますので、利用希望者は別紙の「普通自動車運転免許取得費用支援申請書」を当課に提出いただきますようお願いいたします。

各施設等、県里親会におかれましては、児童及び里親に支援内容、申請手続について周知くださるようお願いいたします。

記

1 申請方法 随時受付

別紙の「普通自動車運転免許取得費用支援申請書」に記入し、こども安全課にメール（郵送可）で提出してください。

<留意事項>

- ・年度後半は教習所が大変混み合いますので、お早めに申請ください。
- ・18歳の誕生日を待たず17歳でも入所することが可能です。仮免許試験受験時までには18歳になっていることが要件です。

2 対象となる児童、支援の内容、制度の概要

- (1) 対象児童
県内の措置・委託児童で措置解除までに指定教習所への入学手続が可能な児童（高3等）。
- (2) 支援内容
指定教習所を利用する場合に、児童1人5万円を支援します。（通学・合宿とも可）
- (3) 制度の概要
別添のとおり。
- (4) その他
免許の取得に当たっては、学校と調整の上、教習所への入所時期を早めに調整していただきますよう御協力をお願いします。
御不明な点や御希望がありましたら、下記の担当あて、問い合わせをお願いします。

提出先・担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県福祉部こども安全課 養護担当 北原
電話：048-830-3331 E-Mail：a3340-05@pref.saitama.lg.jp